

貧困と市民の権利

英国では最近政府の調査により、50万人以上の児童が困窮家庭に生活している実態が明らかにされ、この対策に世論の関心がよせられはじめた。政府は家族手当の給付額を引上げることを約束したが、それとて1968年の4月以前に行なわれる見込みはあまりなく、行なわれたとしても、その引上げ額は、この問題に根本的解決をもたらすような大巾なものにはならないだろう、ということが予測されている。

しかし、この問題をまったく別の面から考えてみることもできる。それは困窮家庭のなかには、すでに現行の法律で保障されている諸給付を受けようともせず、貧乏に苦しんでいるものが非常に多いという事実である。低所得家族を対象にした社会保障の諸給付には、いずれも一貫して同様な傾向がみられ、

しかも貧しければ貧しいほど、社会保障の給付を受ける手続きをとらない世帯の割合が増えている。その極端な例は、無料の食品サービス——つまり牛乳、オレンジ・ジュース、その他のビタミン補給剤などである。これらの食品は貧困家庭にある5歳以下の子どもたちに、いっさい無料で与えられることになっているが、実際に利用しているものの数は、給付をうけることのできるもののうち、わずか4%足らずに過ぎないのである。子どもの多い家庭には、学校給食や制服が無料で与えられ、その他にも経済的な諸援護を与える制度があるにもかかわらず、利用する者の数はまだまだ多くない。金銭や物品給付のみならず、1965年の家賃法によって、困窮世帯の家賃は申請に基いて調整されることになっているが、この制度の活用も十分には行なわれて



いない。

もっとも、この社会保障の扶助が十分に活用されていない問題は決して目新しい問題ではない。1962年にウェーダーバーン女史は、非常に多くの老齢生活困窮者が国家扶助 National Assistance を活用していないことを統計的に明らかにしたが、当時、行政当局はこれに反撥し、第1に女史の統計には技術的な誤りがあること（しかし、その後年金省が行なった調査でも同じような数字がでた）、第2に扶助をうけ得る資格を、ニードとは混同されるべきではないことを主張したのであった。

しかし、1966年にいたってこの政府の態度は一変した。これまで国民保険法などイギリスの社会保障の中核を占める諸法令によってもなお保障の不充分なものに対して与えられていた国家扶助は、年金の不充分を補うという意味から補助年金 Supplementary Pension と改名され、新たに制定された社会保障省設置法 Ministry of Social Security Act の第4条には、生活に困窮せる者は補助年金をうける権利があることが明記され

た。この権利なる言葉は、以前にはまったくみられなかつるものであり、「国家扶助は保険による給付にくらべて、より望ましくないものとされなければならぬ。さもなくば保険金の拠出者は、何のために拠出しているのかわからなくなる」ことを主張したベバリッヂの考え方から、はるかに進んできていることを物語るものである。

その後、補助老齢年金は運営面でも大きな変化をみせている。第1に困窮せる老齢者は補助年金を受ける権利があることについて、大がかりなPRがはじめられた。そのため大臣はテレビに出演し、新聞には広告が出され、何百万枚というパンフレットが配布された。年金受給の方法についても、受給者の心理的、事務的トラブルが少なくなるように、いくつかの改善が行われてきた。このような努力は目ざましい効果をあげた。現在、補助年金をうけている約70万人のうち、半数はこれまでの国家扶助をうけていなかった人たちなのである。

しかし、これはあくまでも老齢年金に関する話だけであって、病人、失業者、寡婦など

のための補助年金については、従来の国家扶助の頃とあまり違いがみられない。

国が保障している国民の権利を充分に享受してゆくためには、今後はすべての社会保障の給付内容について、次のような改善が必要である。

1)効果のあがるPRを徹底的に行なうこと——特に権利意識を高めること。所得制限が伴う給付の場合は、その点をわかりやすく、はっきりさせること。また自分はいくら、または何を給付されるか、前もって明確にわかるようなPRをすること。

2)役所の手続きを簡単にすること——見知らぬ建物にゆき、複雑な書類に書きこまねばならぬことがいやで、多くの人が権利を放棄しているのである。

3)地方自治体、市民相談所、教育関係者、社会事業家は、困窮者の相談にあづかる時、その個人や家族が受け得るあらゆる給付内容について知らせ、必要な手続上の援助を与えること。

4)資産調査を必要とする給付を取扱う役所を一本化するように行政組織を再編成すること

海外文献紹介

と。

これらの対策はいずれも短期的な効果を期待し得るだけだとしても、低所得にあぐ一族にとって、大きな意味を持つことは疑い得ない。さらに、この問題の長期的、あるいは抜本的解決は、実をいえば、困窮者に対する態度、彼らの権利に対する態度を変えることにあるのである。われわれが困窮者のニードについて考えたり語ったりすることをやめ、市民の権利の実現に専念する時にこそ、貧困の絶滅（救済ではなく）は始めて純粹な社会政策の目標になり得るのである。

Tony Lynes, "Poverty and Citizenship", *Social Service Quarterly*, Vol. XLI, No. 1, (June-August, 1967), The National Council of Social Service, London, pp. 9-12.

(前田大作)